

要介護度	介護保険サービス費 (一日あたり)	自己負担額(1日あたり)				自己負担額合計 (1日あたり)
		介護保険一割負担額	負担段階区分	食費	居住費	
要支援1	523単位×10.83円 5,664円 (内、公費負担5,097円)	567円	負担額第1段階	300円	820円	1,687円
			第2段階	600円	820円	1,987円
			第3段階①	1,000円	1,310円	2,877円
			第3段階②	1,300円	1,310円	3,177円
			第4段階	1,445円	2,006円	4,018円
要支援2	649単位×10.83円 7,028円 (内、公費負担6,325円)	703円	負担額第1段階	300円	820円	1,823円
			第2段階	600円	820円	2,123円
			第3段階①	1,000円	1,310円	2,663円
			第3段階②	1,300円	1,310円	3,013円
			第4段階	1,445円	2,006円	4,154円
要介護1	696単位×10.83円 7,537円 (内、公費負担6,783円)	754円	負担額第1段階	300円	820円	1,874円
			第2段階	600円	820円	2,174円
			第3段階①	1,000円	1,310円	3,064円
			第3段階②	1,300円	1,310円	3,364円
			第4段階	1,445円	2,006円	4,205円
要介護2	764単位×10.83円 8,274円 (内、公費負担7,446円)	828円	負担額第1段階	300円	820円	1,948円
			第2段階	600円	820円	2,248円
			第3段階①	1,000円	1,310円	3,138円
			第3段階②	1,300円	1,310円	3,438円
			第4段階	1,445円	2,006円	4,279円
要介護3	838単位×10.83円 9,075円 (内、公費負担8,167円)	908円	負担額第1段階	300円	820円	2,028円
			第2段階	600円	820円	2,328円
			第3段階①	1,000円	1,310円	3,218円
			第3段階②	1,300円	1,310円	3,518円
			第4段階	1,445円	2,006円	4,259円
要介護4	908単位×10.83円 9,833円 (内、公費負担8,849円)	984円	負担額第1段階	300円	820円	2,104円
			第2段階	600円	820円	2,404円
			第3段階①	1,000円	1,310円	3,294円
			第3段階②	1,300円	1,310円	3,594円
			第4段階	1,445円	2,006円	4,435円
要介護5	976単位×10.83円 10,570円 (内、公費負担9,513円)	1,057円	負担額第1段階	300円	820円	2,177円
			第2段階	600円	820円	2,477円
			第3段階①	1,000円	1,310円	3,367円
			第3段階②	1,300円	1,310円	3,667円
			第4段階	1,445円	2,006円	4,508円

加算区分	自己負担額	対象となる方の要件	
送迎加算	200円 (片道)	緑区内を範囲として、リフトつき送迎車にて送迎させていただきます。	
夜勤職員配置加算	20円/1日	要介護1から5の方。	
看護体制加算(Ⅰ)	5円/1日	要介護1から5の方。	
看護体制加算(Ⅱ)	9円/1日	要介護1から5の方。	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24円/1日	すべてのご利用者様。	※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ・ロ・(Ⅱ)・(Ⅲ)はどれか一つの取得となります
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	20円/1日	すべてのご利用者様。	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円/1日	すべてのご利用者様。	
緊急短期入所受入加算	98円/1日	緊急で受け入れた場合。(14日を限度として算定)	
療養食加算	9円/1食	医師の食事せんに基づき栄養士が管理している療養食を提供した場合。	
機能訓練体制加算	13円/1日	すべてのご利用者様。	

介護職員等ベースアップ支援加算	(16/1000)		
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)(83/1000)	(Ⅱ)(60/1000)	(Ⅲ)(33/1000)
介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)(27/1000)	(Ⅱ)23/1000)	
保険料区分	4		
第一段階	市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方		
第二段階	市町村民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方		
第三段階①	市県民税非課税世帯の方で本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下で預貯金等の合計額が基準額以下の方		
第三段階②	市県民税非課税世帯の方で本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超で預貯金等の合計額が基準額以下の方		
第四段階	上記以外の方		